

みりよく日本一の会 会則

名古屋 交流会マーケット 実行委員専用

第一章 総則

第1条（目的及び適用範囲）

1. 本会則は、みりよく日本一の会（以下「本会」という）が企画・運営する「名古屋 交流会マーケット」に参画する実行委員の資格、役割、権限、義務及び責任範囲を明確にすることを目的とする。
2. 本会則は、実行委員として本部の承認を受けたすべての者に適用する。
3. 実行委員は、本会則を理解し、同意したうえで参画するものとする。
4. 出展者及び一般参加者に固有の事項については、別途定める「出展者専用会則」及び「参加者ガイドライン」に従うものとする。

第2条（名称及び組織構成）

1. 本会の名称を「みりよく日本一の会」とする。
2. 本会の最高意思決定機関を「本部」とする。
3. 本部は、イベントの企画立案、運営方針及び組織全体の管理を統括する。
4. 本部の方針に基づき、イベントの運営・管理を実践するプロジェクトチームを組織し、その構成員を「実行委員」と称する。
5. 本部が定める実績基準を満たし、業務委託契約を締結する資格を有する者との関係を「共創パートナー」または「共創プロジェクト」と称する。
6. 本部が企画立案する主なイベントは「名古屋 交流会マーケット」とする。

第3条（運営組織及び決定権限）

1. 本部が承認した「主催者」は、イベントの現場運営及び管理に関する裁量権を有する。

2. 実行委員参画の承認、運営上の判断及び通常のトラブル対応は、主催者の裁量の範囲内で実施する。
3. 主催者の権限又は判断能力の範囲を超える事案については、本部が対応及び決定を行う。
4. 重大な会則違反に対する即時措置は、本部が対応する。
5. 実行委員は、主催者及び本部の正当な運営上の指示に従うものとする。

第4条（理念及び基本方針）

1. 本会は、『「人間的成長」と「能力向上」を目指し、「人間力」を高め続けようとする姿をサポートする』ことを理念とする。
2. 本会は、『個々のみりよくの発見と発掘を行い、開花するサポート』を目的とする。
3. 本会は、新しい出会いを通じた信頼関係の構築、事業機会の創出及び価値の共創を目指す。
4. 出展者は、本会の理念及び目的を尊重し、相互の信頼と健全な交流を大切にするものとする。
5. 本会は、出展者の自由な事業活動及び意思を尊重する。ただし、他者の権利や利益を侵害する行為、公序良俗に反する行為及び本会則に違反する行為は認めない。

第5条（価値観及び行動基準）

1. 本会は、次の3つを重要な価値基準とする。
 - ① 健全さ
 - ② 誠実さ
 - ③ 謙虚さ
2. 実行委員は、これらの価値観及び行動基準を実際の行動に反映させるものとする。
3. 本会は、組織の活性化及びイベント品質の向上を目的として、実行委員の構成を開催ごとに見直す。
4. 構成の見直しは、単なる人員交代に限らず、考え方、意欲、姿勢及び役割の更新も含む。
5. 過去に実行委員として参画した者であっても、次回以降の参画を自動的に保証するものではない。

第二章 参画資格及び活動期間

第 6 条（参画資格）

1. 実行委員として参画するには、次の条件をすべて満たすものとする。
 - ① 本会の理念、目的及び価値観に賛同していること。
 - ② 本会の理念、目的及び価値観に基づき、実践する意思を有すること。
 - ③ 本部との面談を完了していること。
 - ④ 本部から正式な参画承認を受けていること。
2. 実行委員は、一般参加者としての立場を有しながら、イベントの運営・管理に携わることができる。
3. 実行委員は、本部及び主催者が定める運営方針、役割分担及び活動上の指示を遵守するものとする。
4. 本部は、参画資格、適性及び運営上の必要性を総合的に判断し、参画の承認又は不承認を決定する。

第 7 条（活動期間及びプロジェクトチームの解散）

1. 実行委員としての活動期間は、本部の承認を受けた日から、対象イベントの終了日までを基本とする。
2. イベント終了後、翌日午後 6 時をもって、当該イベントのプロジェクトチームを解体し、実行委員を解散する。
3. 解散後、当該イベントに関する実行委員としての運営権限は終了する。
4. ただし、活動期間中に取得した個人情報及び秘密情報の管理義務、未完了の報告義務その他性質上継続すべき義務は、解散後も存続する。

第 8 条（継続参画及び再申出）

1. すでに実行委員として参画している者は、対象イベント終了日の翌日午前 9 時から、10 日後の午

後 6 時まで、次回イベントへの参画を申し出ることができる。

2. 申出期間の最終日が日曜日に該当する場合は、翌営業日の午後 6 時を期限とする。
3. 継続参画を希望する者は、本部との面談及び承認を受ける必要がある。
4. 申出を行ったことのみをもって、次回イベントへの参画が確定するものではない。
5. 本部は、活動実績、適性、意欲及び組織運営上の必要性等を考慮して参画を決定する。

第 9 条（中断・離脱及び連絡義務）

1. 実行委員が活動の中断又は離脱を希望する場合は、事前に本部へ申し出て、承認を受けるものとする。
2. やむを得ない事情により活動への参加が困難となった場合は、速やかに主催者又は本部へ報告する。
3. 正当な理由なく連絡を怠り、本部の承認を受けずに活動を中断又は離脱した場合、原則として参画資格を失効する。
4. 中断又は離脱後に再参画を希望する場合は、本部の面談及び承認を必要とする。

第三章 参画費用及び提供サービス

第 10 条（参画費用及び返金）

1. 実行委員の参画費用は、対象イベントへの参画時に支払うものとする。
2. 参画費用は、本会の運営の仕組み、学び、教育及び実践環境を共有・提供するための対価とする。
3. 継続的な会費は発生しない。ただし、次回以降も実行委員として参画する場合は、イベントごとに所定の参画費用を支払うものとする。
4. 支払い済みの参画費用は、自己都合によるキャンセル、活動への不参加、中断、離脱又は参画資格の剥奪の場合も、原則として返金しない。
5. 前項については、関係法令により返金その他の対応が必要となる場合を除く。

6. 請求書は原則として発行しない。領収書は希望者に対し、本部が定める時期及び形式に基づいて発行する。

第 11 条（提供サービス及び成果保証）

1. 本会は、実行委員に対して、教育、交流の場、ミーティング、運営体験、役割分担及び実践的な学習機会を提供する。
2. 提供する環境は、実行委員の自己成長、能力向上及び実績づくりを支援することを目的とする。
3. 本会は、売上、集客、契約、事業成果、個人の成長度合い及び満足度等について、特定の結果を保証しない。
4. 実行委員が自己都合によりミーティング又は活動に参加しなかった場合、利用できなかった学習機会等について補償又は返金を行わない。ただし、本会に法的責任が認められる場合を除く。
5. 提供サービスに関する意見又は苦情については、本部が必要に応じて内容を確認し、対応の要否を判断する。

第四章 実行委員の活動及び運営対応

第 12 条（活動内容及び役割）

1. 実行委員は、主催者の指示及び役割分担に基づき、イベントの準備、集客、受付、会場案内、進行補助、出展者支援、撤収その他の運営業務に携わる。
2. 実行委員は、参加者及び出展者が安心して交流できる環境づくりに努める。
3. 実行委員は、出展者ブースへの参加者案内及び交流促進を積極的に支援する。
4. 実行委員は、担当業務の進捗、問題点及び変更事項について、適切な報告・連絡・相談を行う。
5. 実行委員は、主催者又は本部の承認なく、運営方針、参加条件、出展条件又は費用等を独自に変更してはならない。
6. 実行委員の具体的な担当業務は、開催ごとの運営計画及び役割分担表に基づき定める。

第 13 条（指揮命令及び判断権限）

1. イベントの運営・管理に関する通常の判断は、主催者が行う。
2. 実行委員は、担当範囲内で必要な案内及び対応を行い、判断が困難な場合は主催者へ報告する。
3. 実行委員は、参加者の入場条件、出展資格、返金、出展停止、退場その他の重要事項について、独断で決定してはならない。
4. 主催者の判断又は権限の範囲を超える事案は、本部へ報告し、本部の決定に従う。
5. 重大な会則違反及び組織全体に影響する問題については、本部が対応する。

第 14 条（参加者の受付及び変更対応）

1. 実行委員は、参加者の申込情報、参加区分及び受付状況を確認し、主催者が定める方法に従って案内する。
2. 午前の部・午後の部の参加区分を事前に変更する場合は、原則として元の申込をキャンセルし、希望する区分へ再申込する方法を案内する。
3. 前項の変更に際しては、参加費の差額、再申込先の定員及び受付状況により、希望どおりの変更ができない場合があることを説明する。
4. 当日、申込区分と異なる時間帯に来場した参加者については、原則として参加区分の変更を認めず、主催者が指定する待機場所等へ案内する。
5. 前項の参加者が所定の説明を受け、条件に同意した場合、主催者の裁量により例外的に入場を認めることがある。
6. 遅刻者への対応についても、主催者が定める運営手順に従う。
7. 実行委員は、参加区分の変更又は例外的な入場を独自に承認してはならない。

第 15 条（代理参加及び参加履歴の管理）

1. 参加者が代理人による参加を希望する場合、実行委員は代理人による所定の再申込手続きを案

内する。

2. 元の申込者に代わって代理人が参加する場合、運営上の参加履歴は、元の申込者及び代理参加者それぞれに1回分を付与する。
3. 元の申込者が申込をキャンセルし、代理人が新規に申し込んだ場合、参加履歴は代理参加者にのみ付与する。
4. 実行委員は、代理参加の申込状況及び参加履歴を正確に記録し、必要に応じて主催者へ報告する。
5. 代理参加の取扱いに関する最終判断は、主催者が行う。

第16条（出展者支援及び禁止事項の管理）

1. 実行委員は、出展者専用会則及び主催者の指示に基づき、出展者の設営、案内及び交流活動を支援する。
2. 出展者ブースへの参加者誘導及び案内は、積極的に実施する。
3. 出展者の営業活動は原則として尊重する。ただし、強引な勧誘、迷惑行為その他の違反が疑われる場合は、主催者へ報告する。
4. 出展ブース内での金銭授受並びに飲食物の販売・提供は禁止事項として案内する。
5. 出展者が持ち込む機材、設備及び装飾等については、主催者による事前承認の有無を必要に応じて確認する。
6. 事前申込のない者によるブース運営又はイベント参加を確認した場合は、主催者へ報告する。
7. 出展者の遅刻、PR特典の変更、出展停止その他の重要事項は、実行委員が独自に決定せず、主催者の判断に従う。
8. 出展者との取引、契約、返金等のトラブルについて、実行委員は当事者に代わって契約上の判断を行わない。

第17条（会場管理・体調不良及び緊急対応）

1. 実行委員は、会場内の安全、衛生及び円滑な運営に配慮する。
2. 会場の室温及び空調管理に関する調整は、主催者が行う。
3. 参加者又は出展者に体調不良が発生した場合、実行委員は速やかに主催者へ報告し、必要に応じて休息できる場所への案内等を補助する。
4. 医療機関への受診案内又は救急要請等については、主催者の指示に従う。ただし、生命又は身体に差し迫った危険がある場合は、人命救助を優先して必要な緊急通報等を行う。
5. 会場内の忘れ物は、原則として施設管理者であるウインクあいちへ引き継ぐものとし、実行委員は独自に保管・管理しない。
6. 事故、設備破損、紛失、盗難又は参加者間のトラブル等を確認した場合、実行委員は速やかに主催者へ報告する。
7. 実行委員は、事故及びトラブルの当事者に対し、独断で責任の所在、損害賠償額又は補償内容を確認してはならない。

第五章 情報管理及び広報

第 18 条（秘密保持及び個人情報保護）

1. 実行委員は、活動を通じて知り得た本会の運営情報、仕組み、ノウハウ、内部資料、アカウント情報及びその他の非公開情報を、正当な理由なく第三者に公開、開示、口外又は漏洩してはならない。
2. 参加者名簿、申込情報、連絡先、出展者情報及び実行委員の個人情報は、本会が定める利用目的及び関係法令に従って適切に管理する。
3. 実行委員は、取得した個人情報を本会の承認なく私的に利用し、又は第三者へ提供してはならない。
4. 個人情報を取り扱う場合は、業務上必要な範囲に限定し、漏洩、紛失、誤送信及び不正アクセスの防止に努める。
5. アカウント情報、パスワード及びその他のセキュリティ情報を第三者に開示してはならない。
6. 本会は、実行委員の個人情報を本会の活動目的の範囲内で取り扱い、関係法令に基づいて適切に管理する。

7. 本条の義務は、実行委員の解散、離脱又は資格解除後も継続する。

第 19 条（写真・動画及び SNS 発信）

1. 本会は、イベント運営の記録として写真及び動画等を撮影し、必要に応じて広報活動に利用する場合がある。
2. 実行委員が個人アカウント又は公式アカウントで本会の活動に関する SNS 発信を行う場合は、事前に本部の許可を得なければならない。
3. 実行委員は、撮影又は掲載を希望しない者への配慮を行い、主催者及び本部の指示に従う。
4. 写真、動画及び活動記録を、本部の許可なく営利目的で利用してはならない。
5. 実行委員は、第三者のプライバシー、肖像及び信用を侵害する発信を行ってはならない。

第六章 責任及び資格解除

第 20 条（責任範囲及び報酬）

1. 実行委員は、自らの担当業務を誠実に遂行し、故意又は過失により他者へ損害を与えないよう努める。
2. 本会の承認を受けずに行った活動又は本会の方針を逸脱した行為については、原則として当該実行委員が責任を負う。ただし、本会に法的責任が認められる場合を除く。
3. 本会の活動における作成物、運営補助及び各種役割は、自己成長、実績づくり及び経験の獲得を目的とするため、原則として報酬を支払わない。
4. ただし、本部が指定した業務等については、別途協議のうえ、報酬その他の条件を定める場合がある。
5. 実際の活動内容が法令上の労働関係に該当する場合は、関係法令に従う。

第 21 条（禁止行為・参画資格の解除及び除名）

1. 実行委員は、次の行為を行ってはならない。

① 他の実行委員、参加者又は出展者への誹謗中傷、差別的発言、嫌がらせ及びプライバシー侵害

② 本会の写真、動画、内部資料及び活動記録の無断営利利用

③ 公序良俗に反する引き抜き行為

④ 本会の信用を毀損し、風評被害を生じさせる行為

⑤ アカウント情報、パスワード及びその他の機密情報の漏洩

⑥ 詐欺行為又は詐欺行為への加担

⑦ 本会の理念、目的及び運営方針に故意に反する行為又はその助長

⑧ 暴力団、暴力団関係者その他反社会的勢力への所属、関与又は利益供与

⑨ その他、本部が重大な違反と判断する行為

2. 前項に該当する行為が確認された場合、本部は事実関係及び違反の程度を確認し、注意、改善要求、活動停止又は参画資格の剥奪等の措置を講じることができる。

3. 重大な違反については、本部が事前の注意又は改善要求を省略し、即時に参画資格を剥奪することができる。

4. 悪質な違反が認められた場合、本部は必要に応じて法的措置を講じることができる。

5. 参画資格の解除又は剥奪後も、活動期間中の違反行為について必要な対応を行うことができる。

6. 参画資格の解除又は剥奪後に再参画を希望する場合は、本部の承認を必要とする。

7. 参画資格の解除又は剥奪に伴う参画費用の返金については、第 10 条の定めによる。

第七章 補則

第 22 条（会則の改定及び施行）

1. 本会則に定めのない事項については、主催者が運営上の必要性に応じて判断し、必要な場合は本部が決定する。

2. 本会則の改定は、本部の協議及び決定に基づき行う。
3. 本会則を改定した場合は、実行委員に対して適切な方法で周知する。
4. 本会則は、本部が定める施行日から適用する。
5. 本会則と別途定める出展者専用会則又は参加者ガイドラインの適用関係について疑義が生じた場合は、本部が確認し、運営上の取扱いを決定する。ただし、関係法令に反する取扱いは行わない。

制定・管理：みりよく日本一の会 本部

対象イベント：名古屋 交流会マーケット

適用対象：参画申込済みの実行委員

施行日：2026/10/10